

平成18年9月5日

定例会の開会にあたり、当面する諸問題についての所信を述べるとともに、提案案件について説明いたします。

このところ連日、大々的に報道されている岐阜県の裏金問題は、次々と思わず顔をしかめるような事実が明らかになり、まるで、底なしの泥沼の様相を呈しています。

私は、過去10年、産廃問題をめぐって梶原県政と対峙してきましたので、梶原県政の体質は十分知っているつもりでした。

しかし、今月1日に発表された、県の「プール資金問題検討委員会」、いわゆる第三者委員会の報告書に目を通した結果、その乱脈、癒着、腐敗のひどさに呆れているところであります。

それは、裏金があっただけでも約17億円という、途方もない金額になっていることだけではなく、知事部局はもとより、子どもの教育にあたる県教育委員会や県立高校、さらには、不正・不当な行政を監視する監査委員会事務局に至るまで、裏金塗れであった事実であります。

ここまで組織ぐるみの病は重篤であったのかと、慄然とする思いであります。

「知事を守る男気から裏金を隠ぺいした」とか、料亭に裏金を保管させて「料亭を財布代わりに使った」などという発言は、とても正気の沙汰とは思えず、公務員としての常識を疑うところあります。

カラ出張などで裏金をつくること自体、不正で違法であり、許せない行為であります。いま一番問われているのは、その裏金を隠ぺいしようとしていた、隠ぺい体質であります。

県の内部調査で「100万円は焼いた」といっていたことが、今回の第三者委員会の調査でウソとわかり、職場懇親会の二次会、課長の交際費など、飲み食いに使われていた事実も明らかになっています。

いったい、どこまでウソで塗り固められているのか、まさに開いた口がふさがらない状況です。

今回の第三者委員会の委員長は報告書発表の記者会見で、「一言でいえば、組織の体質。隠そう隠そうとしていった」といっています。

かつて岐阜県は産廃問題に関連して、「自然公園内には産廃処分場をつくってはならない」とする環境庁の通知を2年間も隠ぺいしました。

隠ぺい体質の一例であり、今回の裏金隠ぺい工作と通底しています。

また、今回の裏金問題で梶原前知事は「裏金があることは認識はしていた」といいな

がらも、「やましいことはない」と正当性を主張していますが、このレトリックは、産廃問題において、県の措置の正当性を主張しつつ、「今から思えば、やっておいた方が良かったのではないかと考えている」という、レトリックと共通するものがあります。

今回、第三者委員会で真正面から批判されて、責任を追及された旧県幹部、梶原前知事は、寿和工業の御嵩産廃処分場計画に、終始、ただならぬ熱意を示していたことは周知の事実であり、梶原前知事に裏金隠しを進言した、森元恒雄元副知事は、御嵩町の住民投票直前に、いわゆる「調整試案」を御嵩町に持参した人物であります。

また、今回監督責任を問われて「自ら公職を辞任することを期待されている」桑田宜典副知事は、当時、産廃問題の担当責任者であり、同じく裏金隠しの責任を問われて「公職辞任を期待」されている奥村和彦元副知事は、「岐阜県史・現代編」の完成間近に、御嵩産廃問題について記述に削除や訂正を求めて、結局「岐阜県史」から御嵩産廃問題が脱け落ちてしまう原因をつくった人物であります。

こうして見てくると、今回の岐阜県の裏金問題は偶然のことではなく、「起きるべくして起きた」という感を強くしているところでもあります。

岐阜県の裏金問題は、今後も新たな展開が必至と見られていますが、「出すべき膿は出しつくす」ことが、岐阜県の将来にとって良いことと信じています。

私は、9月1日発行の町広報紙「ほっとみたけ」に「うそつきは泥棒のはじまり」というタイトルで、裏金問題を書きましたが、半月前の原稿です。

まじめに働かない公務員のことを、俗に「税金泥棒」といいますが、公金で裏金をつくり、私用に供したとなると、これは正真正銘の税金泥棒であります。刑事訴訟は免れ得ないと思います。

「人のふり見て、我がふり直せ」であります。

我が足元はどうなのか、再三にわたって「御嵩町役場に裏金はないか」と報告を求めたところ、「ない」とのことです。

一年前から、御嵩町役場では、職員の倫理規程を検討してまいりましたが、今回の岐阜県の裏金事件を「他山の石」とし、また最近、福岡県や大分県で地方公務員が飲酒運転で悲惨な交通事故を起しており、「転ばぬ先の杖」という狙いも含めて、近く御嵩町職員倫理規程をまとめ、施行することにしました。

信頼される行政のためには、とにかく自らを律することが肝要であります。

近く、小泉首相が自民党総裁、首相の座から降り、新しい自民党総裁選挙、新しい首相の選出がおこなわれます。

マスコミは連日、自民党総裁選挙について報道していますが、すでに、選挙の帰すうは決まっており、万が一の番狂わせもあり得ないという状況下で、しらけムードが漂っているところでもあります。

小泉純一郎政権5年の評価をめぐっては、それこそ人さまざま、「人生いろいろ」で

ありますが、私は率直に言って、あまり評価していません。

小泉さんは「感動した」などと、ワンフレーズ・ポリティクス、劇場型政治には長けていましたが、真に責任ある政治をやったかとなると、いささか疑問があるところであります。

一例をあげれば、「消費税は大いに議論してもらいたい。しかし、自分の任期中には消費税は上げない」という発言は、それを象徴しているかと思います。

最大課題の財政再建は、「国債30兆円」の公約さえ実現せず、国の借金は増加の一途をたどりました。

政権末期になって、矢継ぎ早に打ち出してきたのが、社会保障関係費の大幅カットであります。

いま、福祉の現場では、全国的に悲鳴があがっており、障害者など弱者に対する負担増の影響は拡大しているところであります。

やたらに、改革が叫ばれましたが、主眼が置かれた郵政改革にしても、何のための改革であったのか判然とせず、これから住民に対するサービスの低下など、マイナス面が顕在化してくるものと思います。

道路公団の改革についても「然り」、中途半端であります。

私ども地方公共団体にとって極めて重要な「三位一体の改革」は、地方の負担を増やしただけ、国の借金のツケをまわされただけといっても過言ではありません。

もともと地方交付税の改革の論議だったものが、いつの間にか「三位一体の改革」という意味の明確でない改革論議となり、税源移譲と補助金削減の二つは、数字合わせに終わりました。

現実には、数字合わせどころか、国から地方自治体への金が減ってしまったものもあり、例えば、公立保育所であります。御嵩町の場合、これまで負担金であったものが、交付税措置になった結果、年間1,100万円から2,100万円減額となっています。

三位一体の改革のなかで、とりわけ問題なのは、最も重要な地方交付税の問題が先送りになったばかりか、一方的に削減が続いていることでもあります。

地方交付税無用論、「仕送り先でウナギを食べている」という論議がありますが、これは地方の実情を知らない暴論であります。

地方交付税は、地方自治体の財源の保障と調整という立派な本来機能があります。

問題なのは、地方交付税の使われ方であって、長年にわたって、「国の方針に従って、借金して事業をやれば交付税は増える」という使われ方、かつての地域総合整備事業債、合併特例債などがその例であります。

そうした地方交付税本来の目的以外の交付税額が増えて、原資が乏しくなり、本来機能の地方交付税が減額では、自立を目指して汗をかいている自治体にとっては、災難といわざるを得ません。

地方交付税は来年度から改正されて、人口と面積を中心とした簡素な透明性のあるシステムになるともいわれていますが、とにかく毎年、地方交付税の見通しが立たないこ

とについて、全国の自治体から不満の声が出ています。

その猫の目のように変わる地方交付税制度の被害をモロに蒙ったのが、当町の本年度の予算であります。

当初予算編成時に、地方交付税収入をかなり厳しく見積もったにもかかわらず、7月決定された地方交付税額は、予想以上の減額となり、当初予算額より1億4,600万円、11.7パーセントの減、予算割れとなりました。

17年度に比べて18.07パーセントの減、地方交付税額がピークであった平成12年度に比べますと、実に37.9パーセントの減額となっています。

なぜ、大幅な地方交付税の減額になったのか、要因は大きく分けて二つあります。

一つ目は、地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額で、投資的経費、例えば道路橋梁費の単位費用が低く抑えられ、下水道費も補正係数の変更で大幅ダウンとなりました。

二つ目は、基準財政収入額で市町村民税の法人税割が2,000万円の増、固定資産税も2,100万円の増と算定されました。

いずれの増も、主に「グリーンテクノみたけ」工業団地の企業誘致によるものでありますが、自治体の自助努力の結果である企業誘致に伴う町税の増収分の4分の3に当たる額が、地方交付税でカットされるというのは、大いなる矛盾であります。

こういう制度をとる限り、自治体はいつまでも借金をして事業を進めて地方交付税に期待するという結果を招くことになり、自治体の依存体質を強めるとともに、地方交付税原資の枯渇を招来することになります。

努力が正当に報いられる制度、護送船団方式ではなく、真の地方分権、真の自立を目指す制度に向けて、早急な改革が望まれる次第であります。

今回提案する今年度一般会計補正予算案は、主にいま述べた地方交付税額の決定に伴う減額補正であります。

地方交付税の予算割れ部分については、17年度の老人保健特別会計への貸付金の一般会計への返還金、および、17年度の入札差金など繰越金で対応することとしました。

具体的な補正予算案の内容については、後ほど担当者から説明いたします。

今月から「指定管理者制度」が全面的に施行されるのに伴い、町内二つの児童館の指定管理者として、御嵩町社会福祉協議会を充てることにいたしました。

公共施設の管理運営を民間に開放する「指定管理者制度」は、「官から民へ」「民間にできることは民間に」、あるいは、従来あいまいであった委託管理ではなく、ルール化した管理運営を、という方向性は評価できるのですが、いまだ多くの問題点を抱えており、万能とはいえません。今後、この制度を有効に、かつ、透明性を持たせながら、必要に応じて活用してまいりたいと思っています。

次に、福祉関係では、元顔戸保育所の整備計画の新規蒔き直しに伴い、計画と予算を改めて、今年度は調査・設計をおこない、来年度に新築工事にとりかかることにいたしました。

建設関係では、21号バイパスの整備に伴う、町道との接合部分の工事について、先日、国土交通省多治見砂防工事事務所に要望してまいりましたが、当町にとって国道21号バイパスは極めて重要な路線であり、可及的速やかな整備を進めて参る所存です。

伏見地区中心部に位置する国道21号と町道西町生沢線の交差点は、狭隘、かつ見通しが悪く、交通の安全、利便性の確保から、早急な整備が必要です。

まず南東角について空間を確保したところではありますが、今度は、北東角の土地について入手することができましたので、なるべく早く、町道の拡幅工事にとりかかりたいと思っています。

この土地は、道路拡幅分を除いた余剰地がありますので、地元の人達が気軽に利用でき、かつ中山道伏見宿の面影が偲べるような施設をつくってみてはどうかと、目下、思案中であります。いい知恵があったら、お貸してください。

次に、美佐野地区の中央開発ゴルフ場開発計画のとん挫に伴う後処理と有効活用についてであります。

この問題については、地元地権者組合から議会に要望書が提出されていますので、問題が奈辺にあるかはお承知かと思えます。

この問題は、後処理対策を誤りますと、かつて小沢コンクリートの破産に伴い、跡地に産業廃棄物が持ち込まれて、周辺住宅に公害を及ぼした苦い経緯からみて、重大な結果を招きかねません。

ただ、どういう処理の扱いにするか、とにかくコンプライアンス、法令を遵守しながら、地元のため、町のため、最善策を考える所存で、現在、法的手続きを詰めているところでもあります。

かねてから自主運行をして参りました「ふれあいバス」は、来月2日から、無料から100円バスに切り替えることになりました。

もともと公共の交通機関に恵まれず、マイカーもない方々の足にとスタートしたもので、採算は度外視していますが、「100円くらいなら、払った方が乗りやすい」という声もあり、少しでも町財政に寄与できるならと、有償に切り替えるものですが、これに伴ない、少しでも便利なようにと、ダイヤを改正するとともに、時刻表を作成することにしており、必要な予算は補正予算に計上しました。

御嶽宿地域再生構想に関連して、住民の皆さんや町外の方々にまちを歩いてもらうよ

うなイベントなどのために、必要経費を補正予算案に計上しました。徐々にではありませんが、休日などには外来の方々が御嶽宿周辺を歩く姿が目立つようになっていきます。

もっと御嵩の町を知ってもらいたいと思います。

ホンダクリオ愛知から「排気ガスを出す車を売っている立場から、少しでも緑化に協力したい」という、大変ご奇特なお申し出があり、なんとかご希望が実現できるよう配慮をしてみました。

多少の経緯の曲折はありましたが、植樹の場所なども概ね決まりました。私も10年後に生きているかどうかはわかりません。もし生きていたなら、サクラが楽しめると期待していましたが、残念なことに、白紙になってしまいました。

どんな事情があるにせよ、人の善意を踏みにじる結果となり、誠に慙愧に堪えません。

私は常々「ゲナゲナ話で動くな、情報を確認してから」と申していますが、今回改めてその感を強くしています。

目下のところ、お志を無にしてしまったホンダクリオ愛知の社長とは面会もかかないませんが、いずれ修復できればと、念じているところであります。

今回、提案する案件は、一般会計補正予算案をはじめ、予算案件6件、人事案件2件、決算認定6件 条例の改正等7件、合計21件であります。

議案の詳しい内容については、後ほど担当者が説明します。

よろしくご審議のほど、お願いします。